



財団法人 日本国際問題研究所
軍縮・不拡散促進センター

ISSN 1882-2525

オンライン版 軍縮・不拡散問題シリーズ No.18 (2007年7月)

<http://www.ijnet.or.jp/JIIA-CPDNP/pdf/mondai/018kurosawa.pdf>

核不拡散条約とその三本柱

——2007年NPT準備委員会の議論を中心に——

黒澤 満

大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

はじめに

核不拡散条約（NPT）は一般に、核不拡散、核軍縮、原子力平和利用の三本柱から構成されていると考えられている。条約第1、2、3条は核不拡散を規定し、第4条が原子力平和利用を規定し、第6条が核軍縮を規定している。条約交渉過程において、核不拡散のみでは多くの非核兵器国の賛同を得ることは困難であると考えられ、グランド・バーゲンとして、あるいは義務のバランスを確保するものとして、核軍縮と原子力平和利用が条約に入れられた¹。

NPT再検討プロセスは、条約の運用を検討するもので、そこではこれらの三本柱が議論されており、基本的には三つの主要委員会あるいは三つのクラスターで議論されているが、三つの要素のどれが重要で、どれを優先すべきかについて各国の見解が大きく異なっている。

初期の再検討会議では主として核軍縮の進展具合が議論の中心であり、原子力平和利用に関しては大きな見解の対立はなかった。しかし、最近においては、核不拡散に関するさまざまな措置が新たに採用され、原子力平和利用に影響を与えるものとなったため、核軍縮のみならず、核不拡散および原子力平和利用にもさまざまな意見の対立が見られるようになった。

本稿においては、特に2007年のNPT準備委員会

での議論を中心に、これらの三本柱の意義やその相対的な重要性、および三本柱に対する各国の理解や解釈を検討しつつ、現在の核不拡散体制の問題点を明らかにする。

2005年の再検討会議も今回の準備委員会も議題の採択に長い時間を要し、実質的議論の時間が極めて少なくなった。これらは手続き問題として議論されているが、実際には三本柱の重要性あるいは優先度をめぐる実質的な問題である。

1. NPT三本柱の意義と優先度

(1) NPT三本柱の強調

準備委員会においては多くの国が一般討論演説の最初に、NPTの三本柱に言及した。日本は、「今回の準備委員会では、核軍縮、核不拡散、原子力平和利用というNPTの三本柱についてNPT体制の強化につながる建設的な議論を行う」べきであると主張している²。ロシアも、準備委員会は、「核不拡散、軍縮、原子力平和利用という条約の三つの柱をすべて考慮した包括的なアプローチに基づいて」その目的を達成すべきだと述べている³。中国も条約の三つの目標、すなわ

² Statement by Japan to the First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, General Debate, Vienna, 30 April 2007. なお以下の日本の発言は、別段の注がない限りこの声明からのものであり、いちいち引用することは省略する。以下の各国発言についても同様である。

³ Statement by the Russian Federation at the First Session of the Preparatory Committee for the 2010

¹ 核不拡散条約の形成過程および条約の基本構造については、黒澤満『軍縮国際法の新しい視座—核兵器不拡散体制の研究』（有信堂、1986年）参照。

ち核不拡散、核軍縮、原子力平和利用の促進を強調している⁴。

さらに欧州連合（EU）も、「NPTは相互に強化しあう三本柱、核不拡散、軍縮、原子力平和利用に基づいている」と述べ⁵、新アジェンダ連合（NAC）も、「条約の核心にある三本柱を強化しなければならない」と主張し⁶、非同盟諸国（NAM）も、「軍縮、不拡散、原子力平和利用に関して核兵器国と非核兵器国との間で39年前に達成されたグランド・バーゲンに成就されていないままであるので、この再検討プロセスがNPTの三本柱に同様に焦点を当てることを期待している」と述べている⁷。

このように、きわめて多くの国が「三本柱」に直接言及しているが、米国、英国、フランスはその一般討論演説において「三本柱」という用語は使用していない。それは、これら西側三核兵器国が、これらの三つの要素を並列的に同じ価値を持つものとして取り扱うことを好まない傾向を示している。ただ、演説は三つの部分に分けて行われている。

（2）三本柱の各要素の優先度

まず、米国とフランスの演説では核不拡散に最優先度が与えられ、その問題が最初に取り上げられるとともに、その問題に多くの時間が割かれている。また、核不拡散の中でも条約違反が最大の関心事であり、北朝鮮およびイランの問題が第一に議論されている。たとえば米国は、「NPT体制が直面している最大の基本

的な挑戦は、その中核である不拡散規定への違反に関連している」と述べ⁸、フランスも、「第一に必要なことは、条約の重大な違反に対して適切な対応を提供することにより、条約の妥当性と信頼性を確認することである」と述べている⁹。

次に、英国とEUも演説では不拡散を最初に取り上げ、優先度が与えられているが、英国は、「NPTは核不拡散体制および核軍縮枠組みの基礎である」と述べ、「核軍縮と核不拡散分野での進展は並行してなされるべきである」と述べているように¹⁰、核不拡散と核軍縮を同列に置いている。またEUは三本柱に言及した後、「核拡散の防止と第6条に従った核軍縮の追求は世界の平和と安全に不可欠である。このことは原子力平和利用にもあてはまる」と述べており、並列的な取扱いが主張されている。

第三に、ロシアと中国はともに三本柱に言及しており、他の核兵器国のように不拡散を最優先するものではない。核軍縮や原子力平和利用の方が優先的に取り上げられ、イランと北朝鮮の問題は最後に少し触れられている程度である。

第四に、日本、カナダ、オーストラリアなどは三本柱の核軍縮、核不拡散、原子力平和利用についてバランスのとれた発言をしている。ただ、それぞれの演説において、日本は核軍縮、核不拡散、原子力平和利用の順で、核軍縮を最初に取り上げているが、カナダとオーストラリアは核不拡散、核軍縮、原子力平和利用の順である。日本は、今回の準備委員会の重点事項の第一として、「核不拡散とともに核軍縮を推進することは、NPTを支える基本的なバーゲンの信頼性を高め、NPT体制の強化につながる。1995年の『原則と目標』や13措置を含む2000年の合意事項を最大限尊重しつつ、粘り強く核軍縮を促進すべきである」と述べ、核軍縮の重要性を強調している。オーストラリアは、「軍

NPT Review Conference, General Debate, Vienna, April 30, 2007.

⁴ Statement by China at the General Debate in the First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, May 2007, Vienna.

⁵ Statement by Ireland on behalf of the New Agenda Coalition, First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, 01 May 2007.

⁶ Statement by Germany on behalf of the European Union, First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, General Debate, Vienna, 30 April 2007.

⁷ Statement by Cuba on behalf of the Group of Non-Aligned States Parties to the NPT at the General Debate of the First Session of the Preparatory Committee of the 2010 NPT Review Conference, Vienna, 30 April 2007.

⁸ Statement by the United States, Opening Remarks to the 2007 Preparatory Committee Meeting of the NPT, April 30, 2007, Vienna, Austria.

⁹ Statement by France, First Meeting of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, General Debate, Vienna, 30 April 2007.

¹⁰ Statement by the United Kingdom, the First Preparatory Committee for the Eighth Review Conference of the NPT, Vienna, 30 April 2007.

縮および不拡散の両方における進展が必要であり、一方を他方の人質とすべきではない」と同列に取り扱っている¹¹。

最後に、NAC、NAM、インドネシア、南アフリカ、イランなどは、核軍縮問題を最優先課題としており、核不拡散にはほとんど言及しておらず、原子力平和利用の権利を強調している。NACは、「再検討プロセスは、核兵器を廃絶するという条約の基本目的の効果的な実現に向けて、以前の再検討会議で合意されたコミットメントの履行に向けて作業を進めるべきである」と述べ、インドネシアも、「現存する核兵器は違法化されるべきであり、組織的かつ漸進的に廃棄されるべきであることを強調する」と最初の方で主張している¹²。NAMも不拡散という用語について、垂直的および水平的の両者の不拡散と定義づけているように、核軍縮をきわめて重視している。

2. 核軍縮

(1) 1995年/2000年の文書と議題

2005年のNPT再検討会議は、議題の採択に2週間半かかり、実質的討議の時間が不足したこともあって、実質的な最終文書に合意できず、一般に会議は決裂し失敗であったと評価されている¹³。その最大の原因は1995年および2000年の文書を巡るものであった。1995年はNPTの無期限延長の決定とパッケージで、「核不拡散と核軍縮の原則と目標」と「NPT再検討プロセスの強化」に関する文書、および中東決議を投票なしで採択した。また2000年は「核兵器を廃絶するという核兵器国による明確な約束」など核軍縮の13措置を含む最終文書をコンセンサスで採択した。

2000年再検討会議の議題に1995年の決定と決議が含まれていたことから、2005年の議題に1995年および2000年の文書が含まれることが考えられたが、米

国はそれらの文書への言及、特に2000年の最終文書への言及を徹底的に拒否した。1995年および2000年の文書と言う場合、そこには中東決議も含まれ、それは中東諸国にとってはきわめて重要なものであるが、一般には2000年最終文書を中心に核軍縮に関する文書と理解されている。

2005年会議の1、2年前から米国は、核軍縮にはまったく問題がないので、再検討プロセスは核不拡散、特に違反の問題を集中して議論すべきであると主張し、さらに1995年および2000年の文書はもはや有効ではないと主張して、核軍縮に関する議論をまったく行おうとしなかった。他方、非核兵器国を中心に、その他の多くの国は、1995年および2000年の合意は有効であり、核軍縮の進展もそれらの文書に照らして評価すべきであると主張した。

2007年準備委員会の議題は、この点に関して、「1995年に採択された決定1、2および中東決議、ならびに1975、1985、2000、2005年再検討会議の成果」となっている。5年前の2002年準備委員会の議題をベースに、1975、1985、2005年追加された形になっている。このことは、米国やフランスが1995年の決定と決議、2000年最終文書への言及を受け入れたことを意味しており、大きく譲歩したことが示されているが、それらの文書の重要性は、1975、1985、2005年を追加することにより、相対的に弱められた形となっている。

日本は、演説の始めの部分で、「1995年の『原則と目標』や13措置を含む2000年の合意事項を最大限尊重しつつ、粘り強く核軍縮を促進すべきである」と述べ、NACも両方の文書に詳細に言及し、「1995年のコミットメントは条約を無期限に延長した決定の不可欠の部分である」と述べている。NAMも両者に言及しており、カナダも、「2000年に定められた核軍縮のためのベンチマークにおける進展が必要である」と述べている¹⁴。

他方、米国は1995年および2000年の文書にはまったく言及していないし、フランスは、1995年の文書は支持すると述べ、フランスによるCTBTへの批准を

¹¹ Statement by Australia, First Preparatory Committee Meeting for the 2010 NPT Review Conference, Vienna, 30 April 2007.

¹² Statement by Indonesia at the First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, Vienna, May 1, 2007.

¹³ 2005年NPT再検討会議の分析については、黒澤満「2005年NPT再検討会議と核軍縮」『阪大法学』第55巻2号、平成17年8月、1-45頁参照。

¹⁴ Statement by Canada, Opening Statement, 2007 NPT PrepCom, Vienna, 30 April, 2007.

挙げるが、2000年の文書にはまったく言及していない。なお、英国は、1995年および2000年の文書に含まれる軍縮措置を達成するという明確な約束を再確認しており、中国も、2000年再検討会議で合意された13の実際の措置は、核軍縮プロセスを促進する重要なガイドである」と述べている。

米国やフランスの態度に対して、NACは、「国際安全保障環境は変わりうるし変わっており、それとともに締約国が与えるさまざまな事項への優先度も変わるということは認める。しかし、そのことは、以前の会議、特に1995年と2000年の会議で共同で合意されたコミットメントの妥当性と正当性に影響するものではない」と反論している。

(2) 核軍縮義務の履行の評価

米国は、「米国は核軍縮の達成という目的に対するコミットメントを繰り返し再確認してきた。この会合において米国が核軍縮のためにとった措置について繰り返し聞かろう」と述べ、モスクワ条約の実施、核兵器の解体、戦略的抑止のための核兵器への依存の低下を挙げている。ロシアは、条約上の核軍縮の義務を厳格に守ってきたと述べ、START条約とモスクワ条約による戦略核兵器の削減、および非戦略核兵器の削減を挙げる。中国は、核兵器全廃を支持していると述べ、核兵器先行不使用の約束、核実験モラトリアム、非核兵器地帯の支持を挙げる。英国は、トライデント配備継続を説明しつつ、核弾頭をさらに20%削減して160以下とすること、冷戦終結時より大幅に削減したことを挙げる。フランスは、1995年プログラムの履行に努力しているとし、CTBTの批准、核実験場の解体、兵器用核分裂性物質生産停止、核兵器の大幅な削減などを列挙する。

NACは、「2000年の合意がなされて以来7年経過したが、13の具体的措置の履行にほとんど進展が見られない。さらにある国はこの合意自体を疑問視しているように見えるのが懸念事項である」と述べ、NAMは、「核兵器国による軍縮に導きうるような最近の動きを認めるとしても、軍縮に関する進展のペースが遅いことに深い懸念を繰り返し表明する」と述べ、ともに核軍縮への進展が不十分であると評価している。

オーストラリアは、「核兵器の削減で進展があったが、核兵器の全廃という目標に向けてすべきことが多く残されている」と述べている。

(3) 今後の核軍縮措置

今後とるべき核軍縮措置として、日本は、CTBTの早期発効、FMCT交渉の即時開始と早期締結、核兵器の一層の削減、核軍縮努力の透明性ある説明を挙げており、EUは、戦略核兵器の一層の削減、非戦略核兵器の削減、CTBTの早期発効、FMCTの交渉開始を主張し、NACは兵器保有数の公表、戦略核兵器の一層の削減を挙げ、オーストラリアは核兵器政策と軍縮措置の開示、CTBTの早期発効、FMCTの交渉開始を挙げ、南アフリカは、CTBTの早期発効、FMCTの交渉開始、三者イニシアティブの履行、定期報告を列挙している。

まず、戦略核兵器の一層の削減について、米国は、「STARTを引き継ぐ戦略関係の輪郭についてロシア側と作業を開始しており、透明性と信頼醸成措置についてのモスクワとの協力で生産的なポストSTART関係を構築することを期待している」と述べ、ロシアも、「START条約は2009年12月に消滅するので、戦略分野における米国との新たな取決めを作成する作業が開始されている」と述べているように、新たな条約の作成となるかは不明であるが、START条約消滅までに何らかの取決めが結ばれるものと考えられる。

次に、CTBTの早期発効については、きわめて広い合意がみられるが、米国は未だにCTBTに反対であり、この会合でもCTBTにはまったく言及していない。

第三に、FMCTについては、この会議の直前に軍縮会議(CD)において、6議長提案が出され、それに対する大幅な支持が表明されたこともあり、米国、ロシア、英国、フランスを始め、多くの非核兵器国も交渉の開始を主張した。しかし中国は、「FMCT、宇宙での軍備競争防止、核軍縮および安全保証についての交渉および実質的作業の開始のための条件を創造するため、すべての当事国が合意に達成することを期待する」と述べ、FMCTのみの交渉については消極的

である。

第四に、多くの非核兵器国は、保有核兵器について、また核軍縮の実態についての正確な情報の提供を要求しており、核兵器国に対し、透明性を増し、説明責任を果たすよう要求している。

3 核不拡散

(1) 完全な遵守と議題

2007年のNPT準備委員会は、議題の採択に1週間以上の時間を費やし、議題が採択されたのは、第2週の火曜日の午前であり、クラスターに分かれた実質的議論に用意された時間は4日間空転した。今回の議長提案は、2002年の議題を基礎として、特に条約の遵守を強調するため、議題の最後に「条約の完全な遵守の必要性を再確認し (reaffirming the need for full compliance with the Treaty)」という文言が追加された。

会議の初日に議長が提案した議題案に対してイランが同意できないと主張し、議長が非公式協議を継続するという形で時間が経過し、実質討議の時間が削られていった。イランは、この条項はイランの違反問題に焦点を当てるものであると理解し、その削減を主張するものであった。議長は第1週の金曜日の午前に、ここで意味しているのは、条約の「すべての条項の」完全な遵守であるとの理解を表明したが、イランは議題をそのように変更することを求め、議長案を受け入れなかった。

その午後に、南アフリカがそれを委員会が決定したという提案を行い、その後それを文章化し、第2週の火曜日に、議題の部分にアステリスクをつけ、注としてその頁の最下段にその内容を明記することで妥協が図られた。

この議論は議題の採択という手続き問題であるが、実際には、この準備委員会で三本柱のどの要素を重視するかという実体的問題に絡んでいる。不拡散の不遵守問題を最重視する米国およびフランスの要望から、条約の完全な遵守という用語が挿入されたと一般に考えられており、イランがそれに反発したのである。

(2) 核不拡散体制の強化

米国ブッシュ政権の下においては、北朝鮮、イラン、イラク、リビアなどの核疑惑、カーン博士による核の闇市場の存在、9・11以降の核テロリズムに対する恐れなどを背景として、核不拡散に圧倒的に高い優先順位を与える傾向が現れた¹⁵。

米国は、「今日のNPTが直面している最も基本的な挑戦はその中核にある不拡散規定の不遵守に関連している」と述べて、その背景としてイラン、リビア、カーンの核密輸ネットワーク、北朝鮮、技術の拡散を列挙した後、「全体として、これらの進展などは、NPT体制がこれまでで最も深刻な挑戦——あからさまな不拡散不遵守に直面して条約の一体性と継続する生存性をいかに確保するか——に直面していることを示している」と述べ、「このような挑戦に直面しているので、この再検討サイクルにおいて、NPT締約国はこの分野を強く強調すること、いや最大限強調することが当然不可欠である」と主張する。

フランスは、「第一の要件は、引き受けた不拡散の規範を迂回した国家による条約の重大な違反に対して適切な対応を提供することにより、条約の重要性と信頼性を確保することである。若干の国が、同時に権利の便益を主張しつつ、秘密のネットワークに支えられ、義務に違反し、条約の基盤そのものを損なうことは認められない」と述べ、イランおよび北朝鮮に再検討プロセスが対応すべきことを主張する。

北朝鮮およびイランに対する非難は、ロシア、中国、英国、EU、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどの演説でも当然に言及され、核不拡散体制への挑戦であるとの見解は表明されているが、米国やフランスほど強硬なものではない。これらは一般に紛争の平和的かつ交渉による解決を強調するものである。

他方、NAM声明は、この問題に触れていないし、インドネシアの声明もこの問題に言及していない。南アフリカが、「2000年再検討会議以来、ある国々は条約の核不拡散の側面をますます強調し、条約の他の同

¹⁵ 2000年以降の核不拡散体制の新たな展開については、黒澤満「核不拡散体制の新たな展開とその意義」『阪大法学』第56巻3号、平成18年9月、1-45頁参照。

様に重要な規定を時には排除さえするようなことが現れてきた」と述べているように¹⁶、非同盟諸国は、米国を中心に核不拡散への強度の強調に不満を表明している。

中国も、「われわれは、非核兵器国の原子力平和利用の権利を制限し、それを奪うために、口実として不拡散が用いられることに反対する」と述べる。

(3) 核不拡散強化措置

核不拡散を強化する一つの措置として広く議論されているのが、IAEA保障措置協定の追加議定書である。

米国は、IAEA追加議定書を国際保障措置の新しい標準として普遍的支持が必要であると述べ、フランスも追加議定書の普遍化とそれを現在の標準とすることを主張し、英国、EU、カナダ、オーストラリア、も追加議定書が現在の検証の標準であると述べている。英国は追加議定書がすべての機微な原子力品目の供給の条件として受諾されるべきであると主張し、オーストラリアは、「追加議定書を、オーストラリア産ウランの非核兵器国の供給の条件としている」と述べ、ニュージーランドも、「現在の検証の標準である追加議定書は、原子力供給の条件であるべきである」と主張している¹⁷。日本は追加議定書の普遍化を主張し、NPT保障措置の標準とすべきであると述べている¹⁸。

ロシアは、追加議定書が将来において検証のための普遍的に受け入れた規範になるべきだと述べ、中国は追加議定書の普遍化の促進を審議すべきだと述べている。NAMの演説はこの問題に言及していないが、インドネシアは、追加議定書の締結を呼びかけている。

NAMの作業文書は、IAEA保障措置に関連して、法的義務と自主的な信頼醸成措置を区別することが不可欠であることを強調し、それは、そのような自主的

な約束が法的な保障措置の義務に変形させられないことを確保するためであると述べている¹⁹。

その他の不拡散強化措置として、国連安保理決議1540、拡散防止構想（PSI）、グローバル・パートナーシップ、輸出管理の強化などが言及されており、先進諸国は一般に核不拡散を強化するため、これらの措置を積極的に適用すること、さらに普遍化することを主張している。

他方、これらの点について、NAMは、「不拡散体制を強化するため最近多くの努力がなされている。しかし、拡散を防止するいかなる努力も透明ですべての国家の参加に開かれていなければならない」と、先進諸国間で進められている諸措置には異議を唱えている。またインドネシアは、「核兵器国が彼らの軍縮の義務およびコミットメントを遵守していない時に、非核兵器国に対して不拡散義務への遵守を迫ることは不公平であろう。NPTの履行における二重基準は、条約の一体性と妥当性を一層損なうであろう」と非難している。

4. 原子力平和利用

(1) 原子力平和利用の条件

日本は、「原子力平和利用にあたっては、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保することが前提になる」と述べ、米国は、「核兵器のための核分裂性物質を生産する能力を発展させるため——イランによるものを含め——の努力を弁解し政治的カバーをかける努力において、ある国々が条約の第4条の議論を捻じ曲げ政治化するという危険な傾向のために、条約は挑戦に直面している」と述べつつ、「不拡散目的に合致する形での原子力の平和利用の促進と拡大にコミットしているとし、条約第1、2、3条に合致して行わなければならないと主張している。

フランスは、NPT第4条は原子力への権利の行使に従うべき条件についてきわめて明確であり、それは、①条約第1、2条に規定された不拡散義務との一致、②第3条に定義されたIAEA保障措置の受諾、③「平和目的」の誠実な追求であると述べる。

カナダは、核不拡散体制を強化しつつ、原子力の潜

¹⁶ Statement by South Africa at the First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, 1 May 2007, Vienna.

¹⁷ Statement by New Zealand, Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, General Debate, 30 April 2007.

¹⁸ Statement by Japan, the First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, Cluster II, Vienna, 9 May 2007.

¹⁹ Working Paper by the NAM on Safeguards, NPT/CONF.2010/PC.I/WP.12, 27 April 2007.

在力を利用するための新しいルールに基礎を置く無差別なイニシアティブを開発できるなら、大きな世界的な便益が生じる、と述べる。

原子力平和利用がNPT第1、2、3条に合致して行わなければならないことについては、先進国が主張しているのみならず、NAMの作業文書も明確に条件としており²⁰、南アフリカも条件としている。このように、原子力平和利用が条約の第1、2、3条に従うべきことには一般的な合意が存在すると考えられる。

(2) 原子力平和利用の不当な制限

他方NAMは、原子力平和利用に関する奪い得ない権利を再確認しつつ、平和目的のための原子力技術の自由で、妨げられない、無差別の移転が完全に確保されるべきであると、平和利用の権利を強く主張している。

また南アフリカは、「現在の核兵器に関する保有国と非保有国の制度を、核燃料を生産する能力にまで拡大しないよう注意すべきであり、核燃料を取り巻く問題をもっぱら不拡散における問題としてアプローチしないよう注意すべきである。・・・原子力平和利用に関する国家の奪い得ない権利に対するいかなる不当な制限も行われるべきではない」と述べ、インドネシアも、「両用技術へのアクセスはさらに制限され、もっと厳格に管理されるべきだと多くの国は考えているが、完全な燃料サイクルへのアクセスへの過剰な管理は、開発途上国から原子力エネルギーと技術を不当に奪うということに注意すべきである」と述べ、さらに、「原子力平和利用の制限に関する提案は、IAEAの主催の下で、多国間で交渉され、普遍的で、包括的で、無差別の方法で、提出されるべきであると考えている」と述べる。

マレーシアは、「われわれは、開発途上国であるNPT締約国の利益になる平和利用の開発を犠牲にして、不拡散IAEA保障措置活動をより一層重要視するという一定の先進国の傾向に懸念をもっている。NPTの枠外のエンティティによって原子力施設、物質、技

術へのアクセスがますます厳格に制限されていることは、核兵器国側が軍縮義務に違反していることとあいまって、条約に定められたバランスとバーゲンを損なう恐れがある」と述べる²¹。

むすび

今回の2010年NPT再検討会議に向けた第1回準備委員会は、議題設定に関してイランの反対に直面し、そのため実質的討議の時間が短縮され、また議長の実事サマリーもイラン等の反対で、議長ペーパーとして他の作業文書と同列のものに格下げされた。しかし、全体として見た場合、2005年NPT再検討会議が決裂し失敗だったと考えられるのに対し、今回の準備委員会はある程度の実質的議論を行い、双方向的な討議も実施され、格下げされたとは言え、実質的には議長サマリーが作成され、一般には一定の成果を挙げたと考えられている。

それは2005年の最悪事態から一定の回復を達成し、核不拡散体制の重要性を再確認し、核不拡散体制の強化に向けて議論を行い、さらに努力を継続することに一般的な合意が存在したからであると考えられる。2005年には米国対エジプト・イランという対立の構図が支配的で、その対立を緩和することは不可能であったが、今回の準備委員会では、イランのみが議長提案にことごとく反対し、他の非同盟諸国もイランとは一線を画していたし、議長のリーダーシップも発揮されたからである。

準備委員会での議論の対立を通して、核不拡散体制の三本柱の意義および優先度を検討したが、この対立は当分継続するものと考えられる。三本柱へのバランスのとれたアプローチが必要であるが、各国の優先度が異なるため、意見の相違は当然である。

NPTの基本的目的は、第1、2条に規定されるように、5核兵器国以外の新たな核兵器国の出現を防止することであり、核不拡散であることには間違い

²⁰ Working Paper by the NAM on Peaceful Uses of Nuclear Energy, NPT/CONF.2010/PC.I/WP.16, 2 May 2007.

²¹ Statement by Malaysia at the First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, on Cluster III issues, 10 May 2007.

(筆者は、日本政府代表団の一員としてこの会議に参加したが、本稿の見解は日本政府代表団のものではなく、筆者個人のものである。)

ない。しかし、それだけでは条約は成立しなかったであろうし、多くの非核兵器国は条約に参加しなかったであろう。核軍縮と原子力平和利用は、条約の普遍性を確保し、核不拡散を普遍的な国際規範とするために不可欠であった。その意味で、三本柱として議論するのは正当である。

核不拡散と核軍縮は相互に矛盾するものではなく、相互に補完・強化しあうものであり、短期的には核不拡散が重要であるが、長期的には核軍縮の目的が重要である。また核兵器廃絶に向けての個別的な部分的な核軍縮措置は、短期的にも重要である。

核不拡散と原子力平和利用は、部分的に矛盾すると考えられる場合がある。その場合に原子力平和利用を制限することはありうるが、それは一方的措置ではな

く、多くの国が参加する場で議論し、正当性を確保しつつ実施するのが好ましいであろう。

そのような意味において、今回の準備委員会は、時間的制約の中で行われたが、各国の見解が示され、核不拡散に関連する問題点が明らかになった。今後はこれらの議論に基づき建設的な議論と協調的な問題解決に進むべきであろう。

(財) 日本国際問題研究所

軍縮・不拡散促進センター

〒100-6011

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル11F

Tel: 03-3503-7558 Fax: 03-3503-7559

<http://www.ijinet.or.jp/JIIA-CPDNP/>

©Center for the Promotion of Disarmament and Non Proliferation, Japan Institute of International Affairs